## 三浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

### 1 提案の根拠・理由

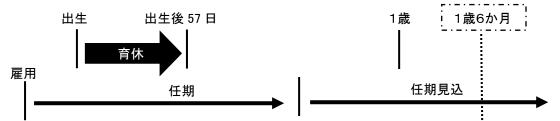
地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)が改正されることに伴い、職員の育児休業の取得回数制限及び取得要件の緩和措置、育児休業の取得方法の柔軟化措置等を講じ、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるため、標記条例の一部を改正するもの

### 2 改正の内容

(1) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和【第2条第3号ア (ア) 関係】

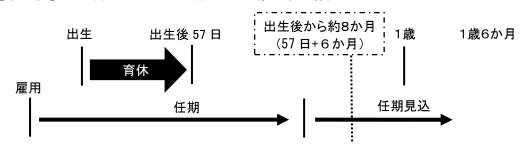
非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」とする。

# 【現 行】1歳6か月に達する日までに採用又は更新の見込みがある場合



「1歳6か月に達する日まで」に引き続き採用され、又は更新の見込みがあり、 要件を満たしているため、期間内での育児休業を取得することが可能

#### 【改正後】8か月(57日+6か月)の任期がある場合



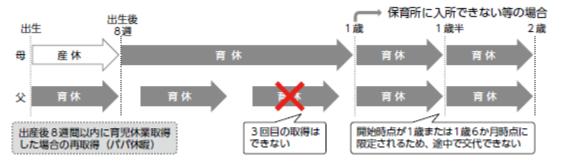
取得要件の緩和により、「子の出生の日から 57 日間の末日から 6 か月を経過する日まで」に引き続き採用され、又は更新の見込みがある場合、子の出生の日から 57 日間以内の育児休暇を取得することが可能

(2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化【第2条第3号イ、第2条の 3第3号、第2条の4関係】

非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件及び子が2歳に達する日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備する。

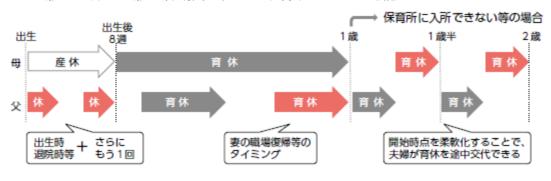
#### 【現 行】

- ①非常勤職員又はその配偶者の育児休業開始日は1歳及び1歳6か月到達日の翌日
- ②出生~57 日以内、57 日超え~1歳、1歳~1歳6か月、1歳6か月~2歳の各期間 1回まで取得することが可能



## 【改正後】

- ①(例)非常勤(父)が1歳から1歳3か月まで育児休業をしている場合、配偶者は非常勤(父)の育児休業終了の翌日以前(1歳の翌日からも可能)を育児休業開始日とすることができる。この改正により、夫婦交替(重複取得も可能)で柔軟に育児休業を取得することが可能
- ②出生~57 日以内、又 57 日超え~1歳は各期間2回まで取得可、1歳~1歳6か月、 又1歳6か月~2歳は各期間1回まで取得することが可能



(3) 常勤職員の再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書の取扱い【条例第3条第5号、第7条の3第6号関係】

育児休業の取得が原則2回まで可能になったことを受け、不要となる育児休業等計画書の申出に係る規定を削除する。

(4) 任期付職員の再度の育児休業取得に係る任期の更新等の取扱い【条例第3条第8号 関係】

任期付職員の任期の更新又は引き続いて採用されることによる再度の育児休業の取得について、非常勤職員と同様の取扱いとするよう規定を整備する。

#### 3 施行期日

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に合わせ、令和4年10月1日から施行する。

## 4 経過措置

この条例の施行前に育児休業等計画書を提出した職員の育児休業及び育児短時間勤務に係る取扱いについては、なお従前の例による。